



川崎市の公園緑地の魅力向上に向けた サウンディング型市場調査説明会



KAWASAKI CITY

川崎市建設緑政局総務部企画課

目次

1. 調査の背景・目的
2. 調査の内容
3. 市内の主な公園紹介
4. 公園緑地の活用アイデア例
5. 公園内での事業実施のルールなど

1. 調査の背景・目的

(1) 調査の背景

川崎市内には、総合公園、街区公園など
トータル1,200以上の公園緑地が存在



しかし、一部の公園では、

賑わい不足

維持管理の
担い手不足

施設の老朽化

維持管理コスト
の負担増



など様々な課題に直面しており、

公園の整備・管理運営を着実にを行いながら、
さらなる魅力向上に向けた取組が必要！

1. 調査の背景・目的

(1) 調査の背景

また、樹林地等においては、

緑地保全の進展に伴い、保全活動の継続とともに、新たに樹林地等の利活用による適正管理の推進が重要



その取組を継続的なものとするため、

次世代の担い手となる子どもたちがのびのびと自然に
ふれあい、成長できる機会を創出することが必要！

1. 調査の背景・目的

(1) 調査の背景

このような状況の中、
川崎市では、「緑の基本計画」において

- 公園利用者の質の高い広場空間を提供するために、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出
- 公園の魅力を高めて、個性と活力のあるまちづくりを実現
- 民間のノウハウを活かした更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営

の方針を掲げ、民間活力の導入に向けた
検討を進めています。

1. 調査の背景・目的

(2) 調査の目的

以上を踏まえて、川崎市では、

公園緑地の
さらなる魅力向上

自然の特徴を活かした
遊び場の創出

による

都市の魅力
の向上

まちの賑わい創出

地域コミュニティ
の活性化

に向けて、

民間活力の導入の可能性や今後の取組の方向性
を検討するため、

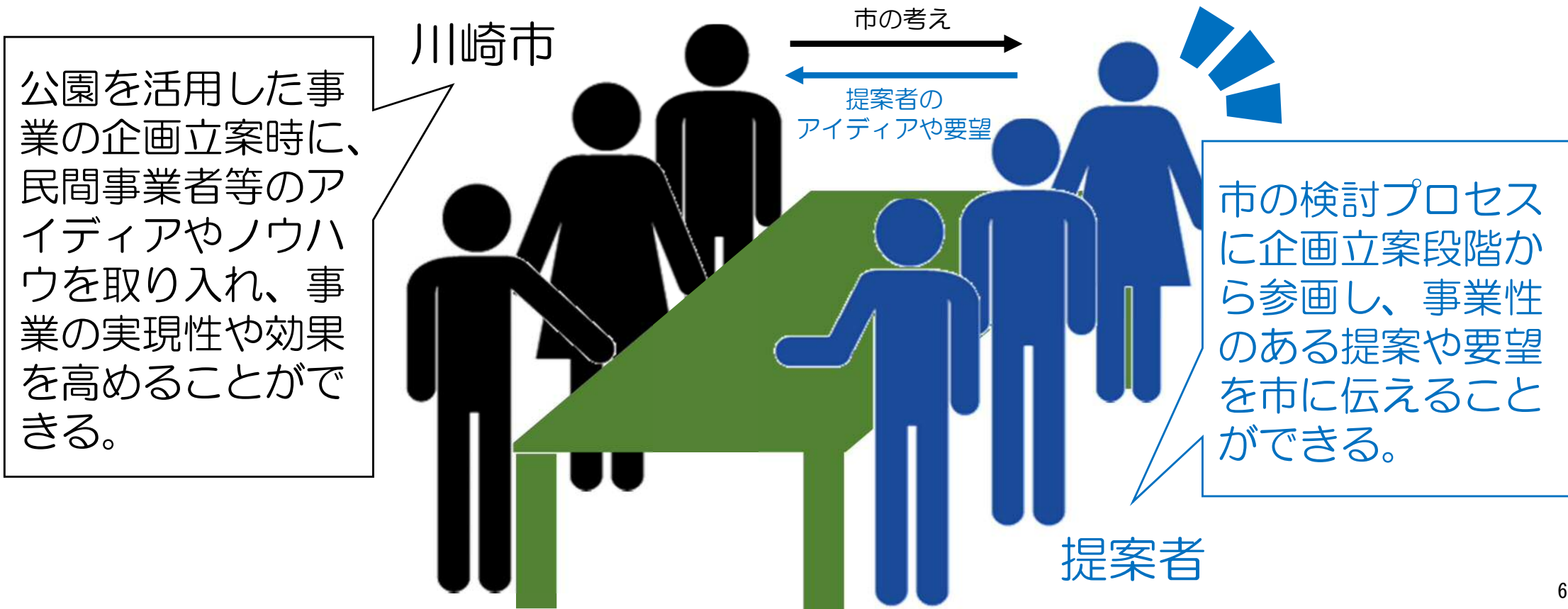
民間事業者等のみなさまから、幅広いアイディアや
事業についての提言、川崎市への要望等をお聞きする
サウンディング型市場調査を行います！！

2. 調査の内容

(1) 調査について

■ サウンディング調査とは・・・

民間事業者等のみなさまの持つ
「こんなことをしてみたい」「こんなことができる」
という事業アイデアやノウハウ、市への要望等を
公募により受付し、対話形式で意見交換を行います。



2. 調査の内容

(1) 調査について

■ 今回の調査段階について



★ 今回の調査

事業の企画立案のために、民間事業者等のみなさまから、市場性の有無や事業の実現可能性、アイデア等について幅広くお聞きします。

2. 調査の内容

(2) 調査の対象について

■ 調査の対象公園

川崎市が管理する全ての公園緑地 約1,200公園

※県立公園及び港湾緑地、個別に民間活力導入に向けた取組を推進している公園緑地（等々力緑地、夢見ヶ崎動物公園）は対象外。

■ 対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある、法人格を持つ民間事業者（NPO法人その他の団体を含む）またはそのグループ。業種、業態は問いません。

2. 調査の内容

(3) 提案内容について

■ 求める提案 ＜公園の利活用＞

公園のさらなる魅力向上

賑わいや憩いの創出、利用者の利便性向上につながるような、公園の特色や地域の特性を活かした公園施設の整備や公園の維持管理、運営、オープンスペースの有効活用等により、公園機能を向上させるとともに、公園の新たな魅力の創出や地域の活性化を図るもの。

＜公園の利活用方法の例＞

- ・ 新たな公園施設の整備
- ・ 既存施設のリニューアル
- ・ 定期的なイベント開催 など



飲食施設の整備



イベントの実施

2. 調査の内容

(3) 提案内容について

■ 求める提案 ＜保全緑地の利活用＞

自然の特徴を活かした遊び場の創出

次世代の担い手となる子どもたちの情操教育や防災意識の向上、健全な心身の成長につながるような、自然をそのまま活かした自由に遊べるフィールドを創出し、緑地の保全と利活用による適正管理の推進を図るもの。



冒険心に満ちた遊び場



自然を活用した遊び場



デイキャンプ

2. 調査の内容

(3) 提案内容について

■ 求める提案

- ✓ みなさまの持つノウハウ、創意工夫を活かした幅広いアイデアをご提案ください。
- ✓ 具体的な公園名をあげず、事業のイメージを提案していただくことも可能です。
- ✓ 提案は、公園緑地全体又は一部分でも可能です。
- ✓ 既存の施設の設置状況にとらわれず、自由な発想でご提案ください（既存施設の撤去及び再整備も可能）。
- ✓ その他、ご提案いただいた内容を実現するにあたっての課題、市に対する要望等も任意でご提供ください。

2. 調査の内容

(4) 調査スケジュール

■ 調査スケジュール

内 容	期 間
質問の送付期限	令和元年9月17日（火）
サウンディング調査参加申込受付期限	令和元年9月30日（月）
サウンディング調査（個別対話）の実施	～12月末予定
実施結果概要の公表	令和2年1月末頃予定

2. 調査の内容

(5) 質問の受付について

■ 質問の受付



＜質問受付期間＞
～令和元年 9 月 17 日（火）まで

様式 1 「質問書」又は任意の様式
を下記アドレスまで送付してください。

- メールタイトル サウンディング調査質問書
- メールアドレス 53kikaku@city.kawasaki.jp
- 送付先 川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当

※回答は、順次、川崎市ホームページに公表します。

2. 調査の内容

(6) 参加申込について

■ 参加申込の受付



＜参加申込受付期間＞
～令和元年 9 月 30 日（月）まで

様式 2 「サウンディング調査参加申込書」又は任意の様式
を下記アドレスまで送付してください。

- メールタイトル サウンディング調査参加申込
- メールアドレス 53kikaku@city.kawasaki.jp
- 送付先 川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当

※参加申込み時には、詳細な提案内容は不要です。

※詳細な提案は、個別対話時に伺います。

2. 調査の内容

(6) 参加申込について

■ 様式 2 参加申込書の内容 ※任意の様式も可

個別対話時に
提案いただき
たい内容

提案したい項目
1つ以上にチェック

4 提案内容

提案項目
※該当する項目
にチェックし
てください。

- 複数の公園名の記入も可
- 公園を限定しない提案も可

☐公園のさらなる魅力向上

賑わいや憩いの創出、利用者の利便性向上につながるような、公園の特色や地域の特性を活かした公園施設の整備や公園の維持管理、運営、オープンスペースの有効活用等により、公園機能を向上させるとともに、公園の新たな魅力の創出や地域の活性化を図るもの。

☐自然の特徴を活かした遊び場の創出

次世代の担い手となる子どもたちの情操教育や防災意識の向上、健全な心身の成長につながるような、自然をそのまま活かした自由に遊べるフィールドを創出し、緑地の保全と利活用による適正管理の推進を図るもの。

※具体的な公園名は「なし」でも構いません。

具体的な公園名

事業内容

※様式自由
※具体的な事業
の内容について、記載し
てください。

■事業概要（事業コンセプトなど）

■具体的な内容（設置する施設等の種類や規模、特徴、事業期間、営業時間、施設整備等による効果など）

■（想定される）事業手法（設置・管理許可、指定管理者、P-PFIなど）

■その他、公園の魅力向上に資する取組など

その他

■その他のご意見（他の公園での展開、事業実施に当たっての要望等）

他社との連携の
有無

☐希望する（具体的な企業等名： ）
☐希望しない

市への要望（基礎インフラの整備等）や事業実施にあたっての課題などについて、ご自由に記入ください。

※「4 提案内容」は、参加申込み時に詳細を記入できない場合、空欄でも構いません。

※複数の公園でご提案いただける場合、本様式「4 提案内容」を複数作成いただいても構いません（任意の様式も可）。

※図面やイラスト等は別添していただいても構いません。

2. 調査の内容

(7) 個別対話について

■ 個別対話の方法

＜実施期間＞
～令和元年12月末まで（予定）

方法	非公開による対話型個別ヒアリング
出席者 （予定）	建設緑政局総務部企画課みどり活用担当 （必要に応じて）関係部局の職員
所要時間	30～60分程度（を想定）
場所	決まり次第連絡いたします。
当日の流れ	・ 提案者様より提案内容の説明 ・ 市と提案者様で意見交換

※対話当日は、説明用の資料を3部ご用意ください。
（PDF等のデータでの提供も可）

2. 調査の内容

(7) 個別対話について

■ お聞きしたいこと

- ✓ 事業の内容（公園でしてみたいこと）
- ✓ 公園や周辺地域の魅力向上の方法
- ✓ 候補となる公園
- ✓ 想定している事業手法
- ✓ 市に求めること、してほしいこと など



2. 調査の内容

(8) 調査の取扱いについて

■ 調査の取扱い

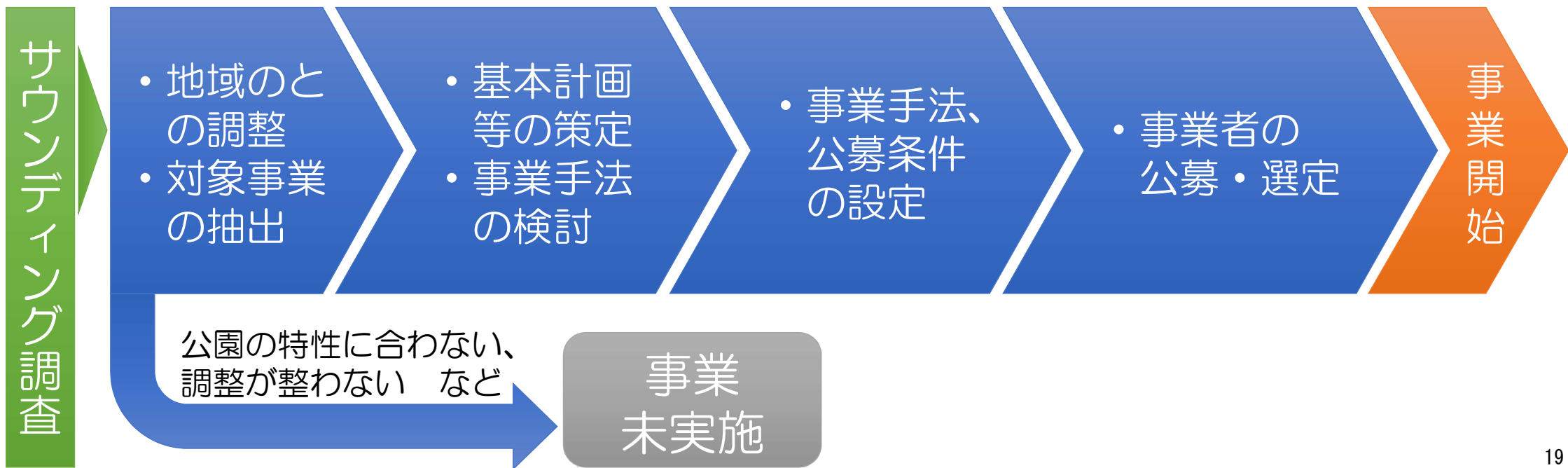
- ✓ 調査への参加実績は、事業化の際の応募条件及び評価の対象になるものではありません。
- ✓ 提案いただいた事業を実施する場合、改めて事業者公募等の手続きを行います。
※提案者による事業の実施を約束するものではありません。
- ✓ 調査の参加に係るすべての費用（提案書等の資料作成費用や説明会への交通費等）は、提案者様の負担となります。
- ✓ 提案いただいた事業の概要は、調査後公表いたします。
※提案者の名称及び知的財産権に係るノウハウやアイディア部分は原則非公表とし、公表前に内容の確認を行います。

2. 調査の内容

(9) 調査後の予定

■ 調査後の予定

- ✓ ご提案いただいた内容を精査し、民間活力の導入により公園緑地に新たな魅力が創出できると判断されたものから、地域や公園利用者の方々と調整を行います。また、必要に応じて、追加対話を実施させていただきます。
- ✓ その後、調整が整ったものから、順次事業者公募、各種手続きを行います。



3. 市内の主な公園紹介

(1) 王禅寺ふるさと公園 (川崎市市制60周年記念総合公園)

芝生広場



池・流れ



遊具



散策園路



樹林地



公園種別：総合公園
所在地：麻生区王禅寺528-1
公園面積：10.4ha
アクセス：バスの場合
「新百合ヶ丘駅、あざみ野駅」
乗車→「裏門坂」下車
駐車場：有／63台※有料

特徴：多摩丘陵の自然を活かし、水と緑をテーマに造られた総合公園。春は花見、秋は紅葉など、四季折々のレジャーが可能。多目的広場、芝生広場、遠見の広場、多摩川をイメージした流れ、自然林を活かした散策道、富士山を眺望できる展望広場等があり、人々の憩いの場となっている。

3. 市内の主な公園紹介

(2) 王禅寺四ツ田緑地（王禅寺四ツ田特別緑地保全地区）

草地



樹林地



人工池



散策路



竹林



公園種別：都市林
所在地：麻生区王禅寺字四ツ田
1028-2
公園面積：7.1ha
アクセス：バスの場合
「新百合ヶ丘駅、あざみ野駅」
乗車→「王禅寺東三丁目」下車
駐車場：無（隣接の王禅寺
ふるさと公園に有）

特徴：緑地内は起伏に富み、コナラや竹、草地などの多様な樹木が生育している。ほぼ自然のままの樹林地が残存しており、川崎市における良好な自然環境を形成する緑地のひとつとして、特別緑地保全地区に指定されている。

3. 市内の主な公園紹介

(3) 富士見公園

長方形競技場



エントランス広場



テニスコート



コミュニティーガーデン



公園種別：総合公園

所在地：川崎区富士見1丁目、
2丁目

公園面積：17.0ha

アクセス：

川崎駅下車徒歩約15分

駐車場：有／約300台※有料

特徴：富士見公園は川崎市で最初に誕生した都市公園であり、昭和11年に都市計画決定され、運動施設等の整備を行った。以降、戦後の施設整備等により、野球場、テニスコート等の運動施設を設置し、さらに、駐車場や遊具の設置、広場の整備等を行い市民に親しまれる総合公園となっている。

3. 市内の主な公園紹介

(4) 稲田公園 (通称くじら公園)

こども広場 (くじらモニュメント)



桜広場



池・流れ



公園種別：地区公園
所在地：多摩区菅稲田堤
2丁目9-1
公園面積：2.2ha
アクセス：
JR南武線稲田堤駅徒歩5分
駐車場：有／32台※有料

プール



多目的広場



駐車場



特徴：多摩川に隣接し、明治時代に多摩川右岸堤防に桜を植えて桜の名所としたことから、今も公園内には多くの桜が植えられている。また、公園内にくじらのモニュメントがあり、通称「くじら公園」として親しまれている。多目的広場、野球場、桜広場、流れ、プール（夏季）、複合遊具エリア、駐車場等があり、地域の人々の憩いの場となっている。

3. 市内の主な公園紹介

(5) 多摩川沿いにある公園・緑地

殿町第2公園(川崎区)



多摩川見晴し公園(幸区)



船着場



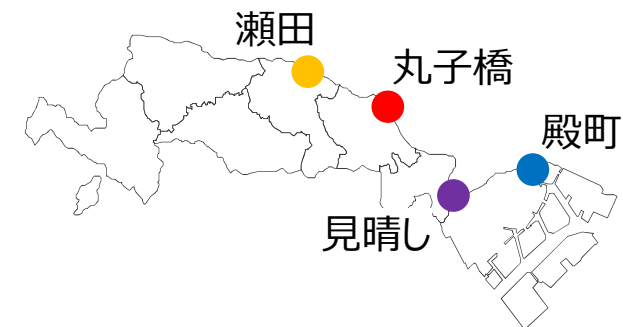
丸子橋ピクニック広場(中原区)



瀬田広場(高津区)



位置図

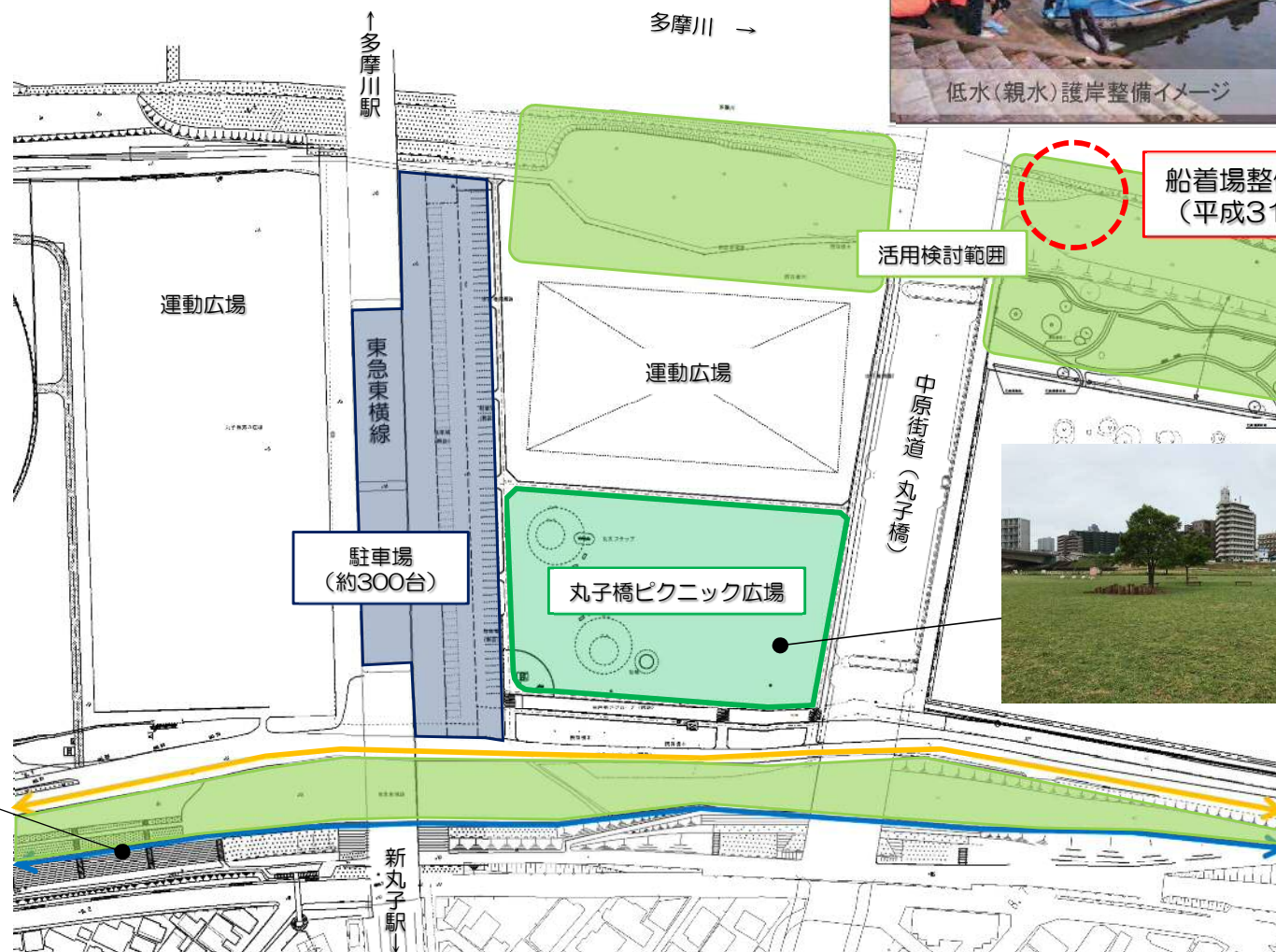
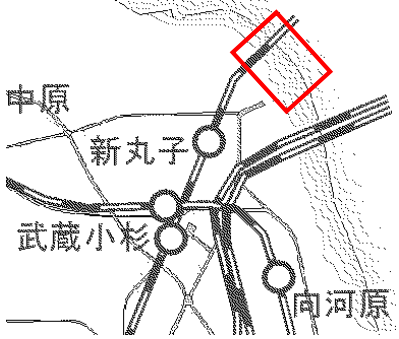


特徴：河川区域内の国有地を市が緑地として占用している。（殿町第2公園は市有地の街区公園）
丸子橋ピクニック広場及び瀬田広場は、天候により川の水が上がってくる場合がある。

3. 市内の主な公園紹介

(5) 多摩川沿いにある公園・緑地【丸子橋地区】

位置図



船着場整備予定
(平成31年度国土交通省主要事業)



記念プレート

多摩川スピードウェイ跡

マラソンコース

活用検討範囲

サイクリングコース

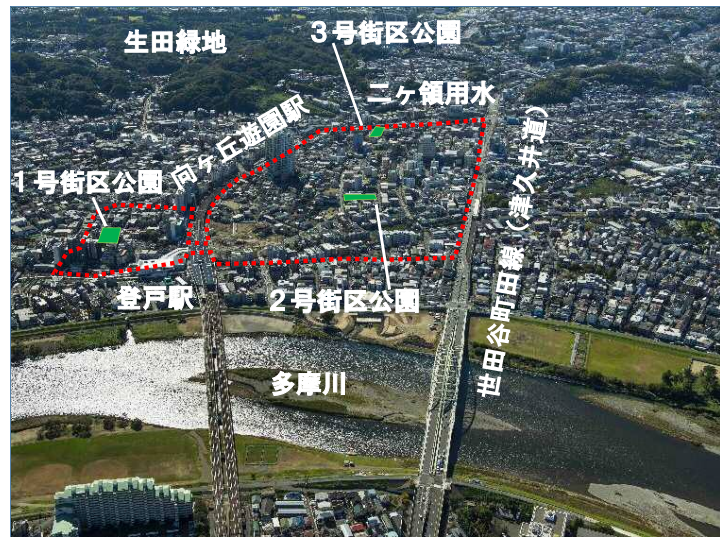
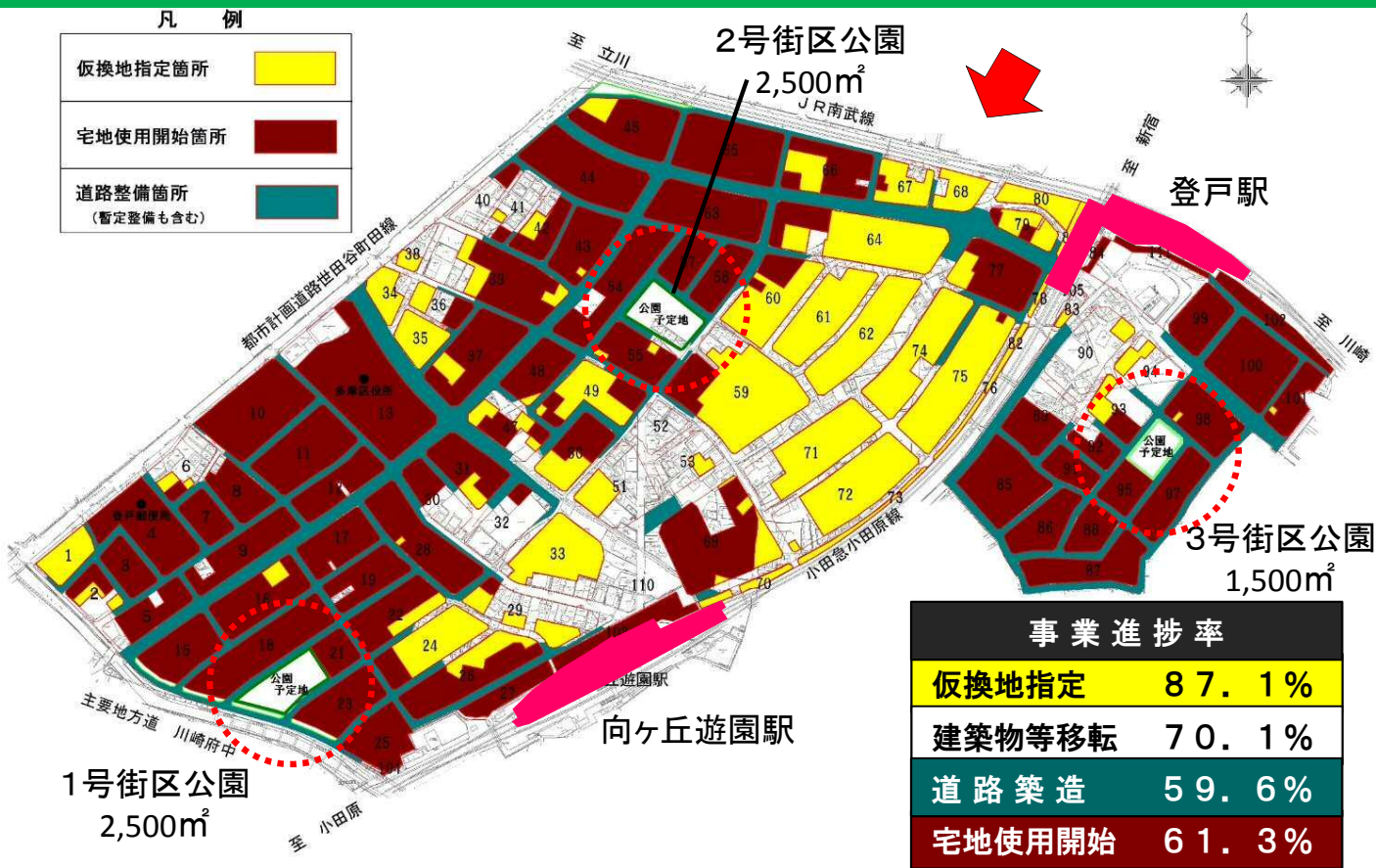
特徴：駅から徒歩圏内であり、多様な用途での活用が期待できる。

「活用検討範囲」については、提案内容を踏まえて管理者である国土交通省への協議も必要。
ボートやSUPなどが着岸可能な船着場が令和元年度中に完成予定。

3. 市内の主な公園紹介

(6) 登戸土地区画整理事業1～3号街区公園（新規整備公園：2025年度事業完了予定）

■事業進捗図（2019年4月1日時点）



公園種別：街区公園
 所在地：多摩区登戸地内
 公園面積：1号：2,500m²
 2号：2,500m²
 3号：1,500m²
 アクセス：登戸駅徒歩2分
 （3号街区公園）
 駐車場：無

特徴：登戸土地区画整理事業（約37.2ha）において新規整備する街区公園であり、事業完了は令和7年度（2025年度）を予定している。
 公園の整備計画は未定であり、来年度に基本計画を策定する予定。
 特に3号街区公園は、JR南武線と小田急小田原線の乗換駅である登戸駅から至近の距離にある。

4. 公園緑地の活用アイデア例

例えば．．自然の特徴をそのまま活かした公園づくり

場 所：緑、水にあふれる自然を活かした公園緑地、周辺に広大な樹林地のある公園緑地 など

アイデア：公園部分と広大な樹林地の残る緑地部分を一体的に管理運営し、良好な樹林地を保全するとともに、自然を活かしたアウトドアなどの有料施設を営業。さらに、子どもたちの自由な遊び場として、自然を肌で感じることのできるようなアウトドア体験やものづくり体験のできるフィールドを運営し、緑地の保全と利活用の好循環を図る。

イメージ

- ・ 自然をそのまま活かしたアスレチックなどのアウトドア体験サービス
- ・ ネイチャークラフトなどの間伐材を利用したものづくり体験サービス
- ・ 子供たちの心身の成長や自ら考える力を育成できるような、冒険心や好奇心を満たすアウトドア体験サービス
- ・ 日帰りで自然を満喫するデイキャンプ、トレッキングツアーなどのアウトドアサービス
- ・ その他、飲食施設営業やアウトドアグッズ関連イベントの開催 など



アスレチックなど



ネイチャークラフト



自然を活用した遊び場



デイキャンプ



トレッキング

4. 公園緑地の活用アイデア例

例えば. . . 緑、活気、憩い、ふれあいの創出を目指した公園づくり

場 所：緑とオープンスペースと活気溢れるスポーツ施設を活かした公園

アイデア：都市の中の貴重な緑とオープンスペースを最大限に活かした施設整備、効率的効果的な施設運営やイベント等の実施により、緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシスとなる公園を実現する。

イメージ

- 公園の緑やスポーツ施設等と併設したカフェや売店等の整備による新たな魅力や賑わいの創出
- 老朽化した運動施設の再整備と併せた、パークセンターやレストハウス等の整備による活気、憩い、ふれあいの創出
- 緑あふれる都心のオアシスにふさわしい景観と空間の創出
- オープンスペースを活用したスポーツイベントやマルシェなどの開催による賑わいの創出



緑あふれる景観と賑わい



レストハウスとスポーツ施設



カフェ、レストラン



イベントの実施

4. 公園緑地の活用アイデア例

例えば. . . 「親水性」をテーマにした公園づくり

場 所：流れやプール、モニュメント等の「水」を連想させる施設のある公園、多摩川が望める緑地 など

アイデア：既存施設のポテンシャルを活かした活用、プールの通年利用や飲食サービスの場の提供、駐車場拡大等、財源の確保をしながら公園利用者の利便性向上を目指す。

イメージ

- 多摩川に隣接している立地を活かした川辺の景観等を活かしたサービス
- プールの夏季以外の時期利用、カヌー教室、釣堀等、水を利用した通年利用可能とするサービス
- 流れについて、一部冒険遊び場としての利用ができるサービス
- その他、飲食施設営業やサイクリング関連イベントの開催 など

公園内飲食施設



プールの通年利用



流れの利用



5. 公園内での事業実施のルールなど

(1) 公園施設について

■ 公園に整備できる施設

都市公園法第2条に掲げる都市公園の効用を全うするために設けられるもの（下表）

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これら に類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 リゴラウト 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これら に類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温室利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これら に類するもの	植物園 温室 区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護 繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これら に類するもの	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これら に類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設 その他これら に類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 〔耐震性貯水槽〕 〔放送施設〕 〔情報通信施設〕 〔ハルポート〕 〔係留施設〕 〔発電施設〕 〔延焼防止のための散水施設〕 ※〔 〕内は省令で定めている施設
		その他これら に類するもの							

5. 公園内での事業実施のルールなど

(2) 事業手法について

■ 公園での事業実施手法（例）

制度	主な内容	費用負担（例）		具体例	法令等
		民間事業者等の負担	市負担		
➤ 公園施設の設置及び管理運営					
設置許可	民間事業者等が公園施設を設置し、管理運営	使用料		レストランや売店など	都市公園法第5条
P－PFI	民間事業者等が公園施設を設置し、管理運営 ※施設周辺の園路・広場なども同時に整備	・使用料 ・園路・広場等の整備費（全部または一部）	園路・広場等の整備費（一部）	レストランや売店などに加え、園路・広場等の整備	都市公園法第5条の7
➤ 公園施設の管理運営					
管理許可	市が設置した公園施設を民間事業者等が管理運営	使用料		施設の内装を改装し、レストランや売店として管理運営	都市公園法第5条
指定管理者	公園を含む公共施設を、指定された民間事業者等が管理運営		管理料	公園の維持管理をしながら、自主事業としてイベントの開催や施設を有効活用	地方自治法第244条の2
➤ 公園の利用					
行為許可	民間事業者等が公園内でイベント等を実施	使用料		フェスティバルやマルシェ等の開催	川崎市都市公園条例第3条

5. 公園内での事業実施のルールなど

(3) その他のルールなど

■ 公園内での事業実施における主なルール

- ✓ 公園施設の**建ぺい率は、原則、公園の敷地面積の2%まで**
※施設の種類によっては+10%まで設置可能（休養施設、教養施設など）
※Park-PFI制度では、便益施設も+10%の対象
- ✓ 事業の**実施期間（許可期間）は、1回あたり最長10年まで**
※許可期間の**更新は可能**（Park-PFIの場合、最長20年まで保証）
- ✓ 公園施設の**整備に係るすべての費用は、原則事業の実施者が負担**
- ✓ 事業の実施による**すべての収益は、事業実施者の収入**
※公園の維持管理や環境美化のために一部を市や地元に還元いただく場合も
- ✓ 公園の使用面積（許可面積）に応じて**公園使用料の支払い**が必要
- ✓ 事業の実施にあわせて、**使用区域内の緑や通路等の維持管理**も実施

- この調査は、川崎市内の公園緑地の民間活力導入の可能性や今後の取組の方向性を探るものです。
- ビジネスの視点だけでなく、利用者や地域の方々が気持ちよく利用できるような公園緑地本来の機能向上（憩い、景観、環境、防災など）の視点も忘れずにご提案ください。

提案は、簡素なものでも構いません。

「こんなこといいな、できたらいいな」という
公園の魅力向上につながるアイデアを
ぜひお聞かせください！

みなさまのご参加をお待ちしております！

川崎市とみなさまで
魅力あふれる公園緑地をつくっていきましょう！
